

第 2 期

鳥取県西部広域行政管理組合

障がい者活躍推進計画

(令和7年度～令和11年度)

令和 7 年 4 月

1 策定に当たって

(1) 策定趣旨

令和元年6月の障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」）の改正、ならびに厚生労働大臣が作成する指針に即し、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（障がい者活躍推進計画）」を作成することとされ、鳥取県西部広域行政管理組合においても令和2年3月に「鳥取県西部広域行政管理組合障がい者活躍推進計画」を策定し、障がいのある職員が職場で活躍できるよう職場環境の整備を行った。

当初の計画期間（令和2年度～令和6年度）が満了となることから、これまでの取組状況を踏まえ新たに「鳥取県西部広域行政管理組合障がい者活躍推進計画」を策定するもの。

(2) 策定主体

- 本計画は、組合の事務局の計画として策定する。

(3) 計画期間

- 本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする。
- なお、計画期間内においても、毎年度、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。

(4) 周知・公表

- 策定又は改定を行った計画は、庁内LANへの掲載等により、すべての職員に対して周知するとともに、組合のホームページに掲載するなど、適切な方法で公表する。

2 障がい者雇用の状況と課題

(1) 採用について

令和2年度～令和6年度の各年度における障がい者雇用率

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法定雇用率	2.5%	2.6%	2.6%	2.6%	2.8%
実雇用率	3.3%	5.66%	5.88%	3.77%	3.7%

(2) 定着について

令和2年度～令和6年度における採用後1年以上の定着率は100%

(3) 課題

第1期障がい者活躍推進計画の期間中（令和2年度～令和6年度）においては、法定雇用率を上回る障害者雇用率を達成した。今後の法定雇用率の上昇（※）も踏まえ、障がいのある職員の更なる採用の検討及び採用した職員の活躍のための体制整備が必要である。

※今後の法定雇用率

令和6年4月～ 2.80%

令和8年7月～ 3.00%

3 障がい者雇用等の目標及び取組

(1) 採用に関する目標

【目標】各年度の6月1日時点における障がい者雇用率を法定雇用率以上とする。

【取組】障がいのある人に限定した募集・採用

- 募集の際に希望に応じて、職場見学を実施
- 募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。
 - ・ 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。
 - ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - ・ 就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられる

ことといった条件を設定する。

- ・ 特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。

(2) 定着に関する目標

【目標】 不本意な離職者を極力生じさせない。

【取組】 障がい者の活躍を推進する体制整備する。

- 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。
- 障がいのある職員の相談窓口を総務課に設置する。
- 従来 of 業務遂行が困難となったなど、障がいのある職員から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、不安なく遂行できる職務の選定などについて検討する。
- 本人の希望により実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。
- 必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮する。
- 相談窓口への相談のほか、障がいのある職員に対しては、適宜必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。
- なお、措置を講じるに当たっては、障がいのある職員からの要望を踏まえながら、合理的な配慮の範囲で適切に実施する。

※ (1)・(2)とも毎年の任免状況通報により把握、進捗管理する。

(3) その他

- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、地域における障がい者の活躍の場の拡大を推進する。